

# どちらがお得？年金の 繰り上げ受給、繰り下げ受給

知らなきや損する

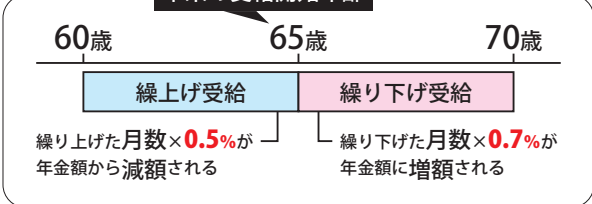
原則65歳から受給できる国民年金からの「老齢基礎年金」、厚生年金からの「老齢厚生年金」。両方とも、60歳から70歳まで1カ月単位で支給開始年齢を早めたり(繰り上げ受給)、遅くしたり(繰り下げ受給)できます。

繰り上げ受給は60歳から65歳になるまでに、繰り下げ受給は、66歳から70歳までに、年金の請求をして、受け取りを開始します。繰り上げ受給では、65歳から支給される年金額に対し一定の割合で減額され、逆に繰り下げ受給は増額されます。

減額率は、図のように【0.5%×繰り上げ請求月から65歳になる日の前月までの月数分】。増額率は、【0.7%×65歳になった月から繰り下げ請求申出月の前月までの月数分】です。この減額率や増額率で生涯にわたって減額・増額されます。

老齢基礎年金で説明すると、平成30年度、65歳から支給される年金額は、20歳から60歳までの40年加入分で満額が77万9300円です。例えば62歳0か月に請求すると、減額率は0.5%×36カ月=18%。受給額は、77万9300円×82%(100%-18%)≒63万9000円。68歳0か月に請求すると、増額率は0.7%×36カ月=25.2%で、受給額は、77万9300円×125.5%(100%+25.5%)≒97万8000円になります。ご自身の支給開始年齢や年金額の試算は、「ねんきん定期

本来の受給開始年齢



便」などをご参考ください。

繰り上げ・繰り下げ受給には、注意点があります。▽老齢厚生年金の繰り上げは、老齢基礎年金の繰り上げと同時にしなければならぬ▽老齢厚生年金の繰り下げは、老齢基礎年金の繰り下げと別々に行うことができる(老齢基礎年金は67歳から、老齢厚生年金は70歳からなど)▽繰り上げ受給をすると寡婦年金は支給されない、障害基礎年金の請求ができない▽年の差夫婦にメリットがある加給年金額は、受給権者が65歳になるまでは加算されない。そして一度繰り上げ受給すると元に戻すことはできない一などです。

公的年金は、長生きするほど年金総額が増える仕組みです。繰り上げ・繰り下げ受給のどちらがよいかは、寿命によるといえるのでしょうか。公的年金の支給開始時期に選択肢があることを知って、退職後の生活をイメージしてみることが大切なのです。



暮らしのマネープラン相談センター・所長  
サーティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

## あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン